

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、中部電力株式会社（所在地 愛知県名古屋市）外
2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年4月28日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 小澤 辰巳
電話 025-370-6650（課直通）

令和5年4月28日
北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①中部電力株式会社	①愛知県名古屋市東区東新町1番地
②中部電力ミライズ株式会社	②愛知県名古屋市東区東新町1番地
③関西電力株式会社	③大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

2. 指名停止措置期間： ①②令和5年4月28日～令和5年6月27日（2ヵ月）
③ 令和5年4月28日～令和5年5月27日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和5年3月30日（木）に中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社6社について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、関西電力株式会社を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

- 「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」

別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

- 「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」について

7 別表2関係（抜粋）

- 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とすること。（以下、略）